

令和 5 年度入学料免除・収納猶予申請予定者票

入学料免除・収納猶予申請をする方は、この書類を必ず他の入学手続書類と同時に入学手続担当係に提出する必要があります。

【注意事項】必ず読んでください。

- 次ページの概要を確認し、入学料免除・収納猶予の申請を行う場合には入学料を納入しないでください。
入学料を納入した方は、この「申請予定者票」を提出することはできません。
- 【学部生入学予定者(外国人留学生除く)のみの注意事項】**
大阪大学には2つの免除制度があり、学部入学予定者は原則、高等教育修学支援制度への申請となります。
ただし、高等教育修学支援制度の申請資格の有無により、申請可能な免除制度と申請要件等が異なります。
裏面の概要、及び大阪大学ホームページで案内する情報を必ず確認してください。
また、次に該当する方は、**①入学料を納入せずに、②必ずこの「申請予定者票」を提出し、③入学料免除等の申請手続を行うようにしてください。**
 - ☒ 入学前に、日本学生支援機構給付奨学金の採用候補となった方
 - ☒ 入学後に、日本学生支援機構給付奨学金を申請する予定の方
- 入学料免除・収納猶予の申請は、以下の①から③の手続を期限までにすべて完了する必要があります。
期限を過ぎてからの受付は一切できません。
 - ①この「申請予定者票」を提出（本紙提出） 【注】入学料免除等申請にのみ必要な手続
 - ②免除等申請システムへの登録（Web登録） 【注】入学料・授業料免除等申請共通の手続
 - ③学生センターに申請書・証明書等を提出（書面提出） 【注】入学料・授業料免除等申請共通の手続**【注】申請方法や期間等は、本学ホームページで公表される「入学料・授業料免除等申請要項」で確認してください。**
(4月入学料:2月末発表予定、10月入学料:8月末発表予定)
- 新入生で、授業料免除(収納猶予・分納含む)の申請のみを行う場合は、この「申請予定者票」の提出は不要です。
上記3の②③の手続を期限までに行ってください。なお、高等教育修学支援制度の申請資格を有し入学料免除等の申請を行う学部生は、原則、「入学料免除・授業料免除」の申請がセットとなります。

【入学料免除等申請予定者】以下の太枠内に必要事項を記入してください。

フリガナ 氏 名		受験番号		
入学予定の 学 部 等 名	学 部 研 究 科	学 科 専 攻	入 学 区 分	該当する区分に ☒
				☐ 学部（1年生）
				☐ 学部（編入学）
				☐ MC
				☐ DC
☐ 法科大学院				
連 絡 先	※必ず申請者本人と連絡がとれる電話番号、Eメールアドレスを記入してください。			
	電話番号			
	E-mail	(※英数/記号の区別ができるように記入)		
申 請 制 度	☐ 高等教育修学支援制度※	※免除を希望する日本人等学部生の方は、原則、高等教育修学支援制度へ申請してください。申請可能な制度の詳細については裏面を確認ください。		
	☐ 大阪大学授業料免除等制度			
入学料免除等 申請区分 (該当項目に ☒)	☐ 併願（免除申請し、その結果が一部免除又は不許可の場合は収納猶予を希望する）			
	☐ 免除申請のみ			
	☐ 収納猶予申請のみ			

(入学料免除・入学料収納猶予の申請予定者以外は提出不要)

入学料免除・入学料収納猶予の概要

1 申請対象者について(各カテゴリーに示す条件のいずれかを満たす方)

(1)入学料免除(入学料収納猶予との併願申請も可)

【A. 学部生のうち日本人等学生^{注1}で高等教育修学支援制度^{注2}の申請資格を有する方法^{注3}】

- ① 高等学校等在籍時に日本学生支援機構給付奨学金「予約採用」の申請を行い採用候補者となった方
- ② 本学入学後に日本学生支援機構給付奨学金「在学採用／家計急変採用」の申請を行う方
→ **高等教育修学支援制度適用者**

【B. 学部生のうち外国人留学生^{注4}や、日本人等学生^{注1}で高等教育修学支援制度^{注2}の申請資格を有しない方^{注5}】

- ① 入学前1年以内において、入学者の主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である方
- ② 上記①に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある方
→ **本学独自の免除制度適用者**

【大学院生】

- ① 経済的理由によって入学料の納入が困難である方
- ② 入学前1年以内において、入学者の主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である方
- ③ 上記②に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある方
→ **本学独自の免除制度適用者**

注1. 日本人等学生とは、①日本国籍を有する方、②法定特別永住者として本邦に在留する方、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する方、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する方で将来永住する意思があると認められた方のことを言います。

注2. 高等教育修学支援制度の詳細は、文部科学省・日本学生支援機構ホームページ又は本学ホームページで確認してください。なお、この制度は、日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給する方に対して、大学が入学料(授業料)の減免を認定する、法律に基づく国の支援制度です。

注3. 申請資格を有する方とは以下に該当する方のことを言います。

- ① 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学入学までに2年を経過していない方、
- ② 高卒認定試験に合格(ただし、受験資格取得年度初日から合格までに5年を経過していないこと。5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。)した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方、
- ③ 個別入学資格審査を経る場合にあっては20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学する方
- ④ 転学・編入学にあっては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過していない
- ⑤ 過去、高等教育修学支援制度による支援を受けたことがない方
- ⑥ その他日本学生支援機構が定める高等教育修学支援制度の支援対象者の非該当要件に当てはまらない方

なお、ここで言う申請資格を有する方には、高等教育修学支援制度の家計の経済状況に関する要件、学業成績等に関する要件の該当・非該当については問わないものとします。

注4. 外国人留学生には、注1に示す以外の在留資格(例:家族滞在など)で在籍する方を含みます。

注5. 申請資格を有しない方とは、注3に該当しない方に加えて、学士入学・学士編入学による入学者のことを言います。

(2)入学料収納猶予

【学部生・大学院生共通】

- ① 経済的理由によって納入期限までの納入が困難である方
- ② 入学前1年以内において、入学者の主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入期限までの納入が著しく困難である方

2 申請手続について

(1)入学手続時に「入学料免除・収納猶予申請予定者票」を入学手続書類と併せて入学手続担当係に提出してください。なお、大学院入学者及び学部編入学者の「入学料免除・収納猶予申請予定者票」の提出期限は各研究科・各学部の入学手続の指示によります。

(2)大阪大学ホームページに掲載される「入学料・授業料免除等申請要項(4月入学料:2月末発表予定、10月入学料:8月末発表予定)」を確認の上、以下①②の両方の手続を期限厳守で行ってください。

(4月入学料:3月上旬から、10月入学料:9月上旬から受付開始予定)

- ① 免除等申請システム(Web申請システム)に申請者情報を登録してください。なお、高等教育修学支援制度の申請資格の有無により、申請(登録)を行うシステムが異なりますので、ご注意ください。

【上記(1)入学料免除のAに該当する学部生】

- 高等教育修学支援制度授業料等免除申請システム(URL:<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/genmen/>)



【上記(1)入学料免除のBに該当する学部生、大学院生】

【上記(2)入学料収納猶予を希望する学部生、大学院生】

- 大阪大学授業料等免除申請システム(URL:<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/menjo/>)



- ② 学生センターに申請書・証明書等を提出してください。

3 申請要項(案内)の配布について

2月末(8月末)以降に大阪大学ホームページからダウンロードしてください。

- 大阪大学授業料免除等制度:<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/guideline>
- 高等教育修学支援制度:<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli>



4 問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター(ICホール1階)

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1

電話 06-6879-7088,7161

受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日を除く)